

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

## 第一 関係政令の整備

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令、行政手続法施行令、青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令及び厚生労働省組織令について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「改正法」という。）による労働基準法等の改正に伴う所要の規定の整備を行うものとする。

## 第二 経過措置

改正法による労働基準法等の改正に伴う必要な経過措置を定めるものとする。

## 第三 施行期日

この政令は、平成三十一年四月一日から施行すること。